

役員退職慰労金に関する規程

(目的)

第1条 役員等の報酬及び費用に関する規程第1条の別に定める役員の退職慰労金については、この規程の定めるところによる。

(退職慰労金の支給)

第2条 退職慰労金は、役員が退職したときにはその者に、死亡した場合にはその遺族に支給する。ただし、定款第25条第1号により解任された場合には支給しない。

(支給額)

第3条 常勤役員に対する支給額は、その者の、在任期間中の平均月額報酬に100分の12.5の割合を乗じて得た額に在任月数を乗じて得た額とし、これに評議員会が設置する「役員退職慰労金に関する委員会（以下「委員会」という。）」が、0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとする。委員会は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合は、国土交通大臣及び金融庁長官に通知する。

2 非常勤役員に対する支給額は、在任期間1年当たり5万円とし、その者の、在任期間(年)を乗じて得た額とする。

3 第1項において在任期間の1か月に満たない端数については、これを1か月に切り上げる。また、第2項において在任期間の1年に満たない端数については、これを1年に切り上げる。

(再任時の取扱い)

第4条 役員が任期満了の日、又はその翌日において再び同一の役員に選任された場合は、その者の退職慰労金の支給については、引き続き在任した者とみなす。

(支給方法)

第5条 支給額は、法令により退職慰労金から控除すべき額を控除した残額とし、支給事由の発生した日から1か月以内に支給する。

(規程の改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。